

木津川市シティプロモーション動画制作業務仕様書

1 業務の目的

近年、自治体による地域資源を活かした魅力発信は重要性を増しているが、本市では、特に映像による魅力発信が不十分である現状がある。特に、市外に本市の概要や魅力等を紹介するツールは印刷物が多く、効果的な発信力が不足している。

そこで、自然景観や観光・歴史、産業や住環境といった地域資源と合わせ、市の取組を可視化し、地域のブランド力を高める動画を制作する。

本業務は、動画制作に精通した民間事業者等の知見を活用し、市の知名度向上を図るとともに、地域の文化や風土を再認識することで、住民のシビックプライド（ふるさと愛）を醸成する。

さらに、多くの文化遺産や自然、最先端の科学技術が共生する本市独自の魅力を戦略的に発信することで、子育て世代を中心とした市外在住者を主なターゲットとし、観光や交流をきっかけとした関係人口の創出・拡大を図り、将来的な移住・定住の促進につなげることを目的とする。

2 履行期限

契約日から令和9年3月1日まで

3 業務内容

(1) プロモーション動画制作（以下の内容を踏まえて実施すること。）

本動画は、子育て世代を中心とした市外在住者を主な視聴対象とし、Webサイト、SNS、デジタルサイネージ、イベント会場等、多様な媒体での発信を想定したプロモーション動画を制作すること。制作にあたっては、観光・交流を入口として本市への関心を高め、将来的な移住・定住へつなげることを念頭に、自然環境、観光・歴史、地勢・アクセス、関西文化学術研究都市、子育て・教育、住環境整備の取組等、本市の多様な地域資源を盛り込み、必要に応じて市の木（さくら）や市の花（コスモス）といった象徴的な要素も活用しながら、「訪れたい」「関わりたい」「住みたい」という視聴者の心理的動線を意識したストーリー性のある構成とすること。

ア 動画の内容は、受託者が企画提案し、発注者と協議のうえ決定すること。

イ 動画の尺は、フルサイズ版を3～5分程度、ダイジェスト版を30秒程度に

すること。動画の規格は、縦横比 16:9 を基本とし、解像度 1920px×1080px 以上とする。

ウ 動画の本数は、フルサイズ版 1 本、及びそのダイジェスト版を 1 本以上制作すること。なお、フルサイズ版にはナレーションを入れること。また、国内外への発信を考慮し、フルサイズ版及びダイジェスト版には、英語字幕（必要に応じて日本語字幕）を表示したバージョンも別途作成すること。

エ 本市が無期限に二次利用（Web、SNS、イベント等）が可能な形式で制作・納品すること。

オ 動画で使用した素材を提供すること。

カ SNS（Instagram、YouTube、TikTok、X 等）の特性に合わせた画角（9:16 の縦型動画等）への最適化や、視聴維持率を高めるための編集上の工夫についても提案に含めること。

キ ドローンを使用した空撮を行い、市の魅力が伝わる映像を盛り込むこと。

（2）企画会議と議事録の作成

ア 本事業を実施するにあたり、月 1 回程度、本市と受託者で企画会議を実施し、企画案の協議や台本調整などを行うこと。会議は対面での実施を基本とするが、議題などに応じて、本市が認める場合はオンラインも可とする。

イ 受託者は本業務の事業計画書を作成し、ミーティング時に進捗状況を報告する。なお、計画書は進捗状況に応じて都度修正を行うこと。

ウ ミーティングを行った際の議事録は、受託者が作成し本市に提出すること。

（3）その他業務内容に含めるもの

ア 動画制作に必要な出演者（エキストラ・ナレーター等の手配を含む）の調整を行うこと。

イ 肖像権及び著作権について必要な手続きを行うこと。

ウ 撮影場所の手配、許可、調整等を行うこと。また、受託者の責に帰すべき事由に基づく撮影場所でのトラブル等については受託者の責任で解決すること。

4 成果物

本業務の成果物として、次のものを USB メモリ等の電磁的記録媒体により納品

すること。

- (1) 動画データ一式（高画質 MP4 形式及び用途に応じた圧縮版）
- (2) サムネイル画像一式（JPEG 形式。各配信プラットフォーム用）
- (3) BGM・ナレーション等の使用権利関係書類一式（ライセンス証書等）

5 実施体制

本仕様に定める委託内容を踏まえ、本業務を円滑かつ確実に遂行できる体制を整備すること。体制を変更する必要が生じた場合には、事前に承認を得ること。

6 契約に関する条件

(1) 支払条件

業務完了後、適法な請求があった日から 30 日以内に一括払。

(2) 成果物に関する事項

木津川市が当該事業に基づき、依頼した成果物に係る著作権は全て木津川市に帰属する。

(3) 著作権・著作隣接権などの使用許諾

画像や映像、音楽、出版物の利用に関し、著作権処理が必要の無い素材または必要な処理手続きを行った素材を利用すること。また、動画配信プラットフォームでの配信に影響のないものを利用すること。なお、本市の求めに応じて、その利用を許諾等されていることを証明すること。

7 提出書類

受託者は、契約締結後又は業務完了後速やかに、次の資料を作成し、木津川市に提出、検査を受けること。

なお、各書類の書式については、別途、協議を行うものとする。

- (1) 業務計画書（契約締結後）
- (2) 業務完了届（業務完了後）
- (3) その他、木津川市が必要と認める書類（契約締結後・業務完了後）

8 法律の厳守等

受託者は、契約の履行に当たり、本業務の意図及び目的を十分に理解した上で、

適切な技術を発揮するとともに、委託者の指示を厳守し、誠実に実施しなければならない。

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり関連する法律等を遵守しなければならない。
なお、これらの諸法規の運用適用は受託者の負担と責任において行う。
- (2) 受託者は、常に中立性を保持しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務において知り得た事項について、守秘義務を負うとともに、業務内容、成果等を委託者の許可なく使用又は、利用してはならない。

9 留意事項

- (1) 著作権
 - ア 受託者が本仕様書に基づいて作成したすべての成果物の著作権は木津川市に帰属するものとする。成果物が第三者の著作権その他権利を侵害しないものであることを保証すること。
 - イ 受託者は、第三者との間に著作権その他権利にかかる権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が木津川市の責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において解決すること。
- (2) 業務実施上の条件
 - ア 委託契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、備品、事務消耗品等、業務に係る必要の経費の一切を含むものとする。
- (3) その他
 - ア 業務実施にあたっては、事前に木津川市と協議すること。
 - イ 業務実施においては、選定時の企画提案内容を遵守すること。
 - ウ 本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、互いに協議を行い必要な措置を行うこと。
 - エ 事業実施にあたっては、関連する法令及び実施要領のほか、国が示す実施要領、Q & A等及び委託者の指示に従いながら進める。
 - オ 委託者は、事業の実施状況について、報告を求めることができる。
 - カ 本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、互いに協議を行い必要な措置を行うこと。
- (4) 本仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、木津川市と協議すること。

10 連絡先

木津川市企画戦略部学研企画課
京都府木津川市木津南垣外110-9
TEL 0774-75-1201
FAX 0774-75-2701